

令和8年度 能登町放課後児童クラブ利用要綱

【1. 放課後児童クラブとは】

保護者が仕事などで放課後家庭にいないことが常態である児童を対象に、授業の終了した放課後や夏、冬、春休み、学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成と保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

クラブ開所時には放課後児童支援員等を原則2名以上配置することで児童に安全・安心な生活を確保しています。

【2. 利用できる児童の要件】

- 町内の小学校に就学している1～6年生の児童

※ 障害のある児童であっても日常生活を営むのに支障がなく、集団生活を送ることができる児童であれば受け入れます。ただし、放課後児童クラブで受け入れ態勢を検討する必要がありますので申込時に申し出て下さい。また、必要に応じて面接や学校・保育所での様子を見学させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- 保護者が次のいずれかの理由により、家庭で1か月のうち15日以上または週平日3日以上、昼間(午後3時まで ※1)の監護※2ができず、週の利用日数が3日以上となる児童。

※1 次のいずれかの理由による終了時間が午後3時以降になること。(通勤時間は含まない)ただし、夏休みなど長期休暇の利用の場合は終了時間を正午以降とします。

※2 児童が家庭等で安全に過ごすために必要な要求を満たす程度の養護のこと。

就労等	常時、昼間に家庭外で就労・就学・技能訓練をしている
妊娠・出産	産前8週間以内から出産後8週間以内
病気・負傷	入院・通院で療養している
介護・看護	常時、同居又は別居の親族を介護・看護している
求職活動	母子及び父子家庭で求職活動中

※ 上記に該当する場合であっても、クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり、クラブの支援に堪えないと判断された場合には、利用をお断りすることがあります。

【3. 開所場所と定員】

放課後児童クラブ名	場所	定員
ノーム児童クラブ	宇出津タ字46番地1（能登町こどもみらいセンター内）	40名
くぬぎ児童クラブ	鵜川25字28番地（鵜川小学校内）	15名
ささゆり児童クラブ	柳田礼部2番1地（柳田小学校敷地内）	30名

※ 町内には上記の放課後児童クラブのほかに、下記の民設民営の放課後児童クラブがあります。開設時間や利用者負担金等の詳細については下記クラブへご確認ください。

○ お問い合わせ先：社会福祉法人 内浦福祉会 TEL0768-72-1157

放課後児童クラブ名	場所	定員
松波こども園つくし組	松波8字2番1地（松波こども園内）	25名
小木こども園すみれ組	小木4字59番地（小木こども園内）	25名

【4. 利用者負担金】

利用区分	利用者負担金	納付方法
通常月	7,000円（月額）	納入通知書
8月	10,000円（月額）	納入通知書
デイサービス	700円（日額） ※8月は1,000円（日額）	納入通知書

- ※ おやつ代1,400円／月及び児童クラブ共済保険料2,000円／年を含みます。
- ※ 利用者負担金は利用の有無にかかわらず掛かります。また、月の途中での入退会の場合も規定の利用者負担金が掛かります。一度納付された利用者負担金は還付されません。
- ※ 放課後児童クラブの利用者負担金の支払い方法は、納入通知書により町の指定金融機関にて納付をお願いしています。
- ※ デイサービスの利用について事前に日時がわかっている場合は、早めに申し込んでください。
- ※ 松波こども園つくし組及び小木こども園すみれ組の利用者負担金や利用者負担金の徴収方法については各クラブへご確認ください。

【5. 開所する時間、休業日】

- (1) 平日（月～金）・・・・・・・・・・ 下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日（保護者の就労時間による支援）・・ 午前8時～午後6時まで（学習道具・弁当・水筒）
- (3) 夏・冬・春休み・・・・・・・・・・ 午前8時～午後6時まで（学習道具・弁当・水筒）
- (4) 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はクラブを実施しません。

(5) その他、都合によりクラブを開所しない場合があります。(非常時(台風、地震、豪雪、インフルエンザ等感染症まん延時等)や地区の祭礼など)

★欠席される場合は、必ずコドモン等により連絡下さい。(安全管理の為)

★お迎えは、保護者の勤務時間に応じての時間となります。

★土曜日利用は、希望土曜日の3日前(水曜日)までにお申し込みください。

【6. 受付期間、提出書類等】

受付期間は、令和7年10月1日(水)から10月15日(水)です。

放課後児童クラブを1年間通じて利用される方を優先的に募集します。求職活動中、または育休や産休復帰により、年度途中から利用を希望される方もお申し込みください。

受付期間後は、受け入れに余裕がある場合のみ利用できます。

提出書類は

(1) 放課後児童クラブ利用申請書

- ・利用する児童1名ずつの申請が必要です。
- ・前年度にクラブをご利用の方、又は過去に利用したことがある方も、改めて申請が必要です。自動更新は行っておりません。
- ・申請の内容についてお問い合わせする場合があります。

(2) 就労証明 等

保護者すべての方の証明が必要です。(兄弟姉妹で申し込む場合は、原本を1枚、その他の児童分は写しの提出で構いません。また、同時に保育所でも提出する場合には写しの提出で構いません。)

A) 会社等に勤務している又は事業主である

→就労証明書・自営業及び農林水産業等の就業申立書

B) 就学又は技能訓練をしている

→在学証明書や技能訓練をしていることを証明できる書類

C) 母親が産前・産後である

→母子手帳の写し

D) 病気・負傷又は看護・介護をしている

→診断書や介護保険被保険者証及びケアプランの写しなど

E) 母子家庭等で求職中である

→公共職業安定所からの求職活動証明書

F) 農業等で生計を立てている

→自営業及び農林水産業等の就業申立書

G) その他の場合

【7. 入会の決定通知書】

- ・入会の決定は、3月中旬に「能登町放課後児童クラブ入会決定通知書」を郵送等にてお知らせします。

【8. 注意していただくこと】

- (1) 過去に放課後児童クラブ利用者負担金に未納がある場合は、クラブの利用ができません。
また、利用者負担金の支払いが3カ月分滞った場合は退会していただきます。
- (2) 事業運営のため、必ず午後6時までに保護者等がお迎えに来てください。
何度も遅れることがありますと退会していただきますのでご注意ください。
過去に適正な利用が認められない場合には、入会をお断りさせていただく場合もあります。
- (3) 提出書類を審査した上で利用の可否を決定します。提出書類に不備・偽りがあると認められる場合は、利用できません。
- (4) 受付期間内に定員を超える利用申請があった場合は、1年生～3年生を優先に利用可否を審査します。定員を超えた場合は「待機※」となる場合がありますので、予めご了承ください。また、提出期限以降も随時利用申請の受付をしますが、定員を超えている場合は「待機」となります。
※「待機」となった場合は、入会が可能になり次第順次ご連絡します。
- (5) 利用できる要件に該当しなくなった場合は利用の継続はできません。「能登町放課後児童クラブ退会届」を前月20日までに提出してください。
- (6) クラブにも集団活動をするうえでルールがあります。集団行動を乱す勝手な行動が続くと、支援員がその児童にかかりきりになってしまい、他の児童を安全に見守ることができなくなってしまいます。ルールが守れない、約束が守れないなど集団行動に適さないとクラブが判断し、町が認めた場合は、クラブの利用を中止していただきます。
- (7) クラブ運営にあたってクラブを開所するに必要な放課後児童支援員等が確保できない場合は、児童の安全確保ができないため開所できない場合があります。この場合は人員確保できるまで開所を中止又は延期させていただきます。

【9. 保険の加入】 「児童クラブ共済制度」に加入します。

◇お問い合わせ◇

能登町健康福祉課 児童福祉係

能登町役場 1 階 電話 0768-62-8513